

横浜みどりアップ計画(計画期間:平成26-30年度)を推進します!

平成26年度以降の計画として、「横浜みどりアップ計画」(計画期間:平成26-30年度)を策定し、平成21年度から市民の皆さんにご負担いただいている「横浜みどり税」について、26年度以降も引き続きご負担をお願いし、財源の一部として活用しながら計画を推進していきます。

- 5か年の目標**
- ▶ 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
 - ▶ 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
 - ▶ 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

3つの取組の柱と効果的な広報の展開で進めています



取組の柱1 市民とともに次世代につながる森を育む

- 5か年の主な取組目標
- 樹林地500haを新規に保全(横浜公園約80個分)
 - 生物多様性・安全性に配慮した森づくり
 - 森に関するイベント開催(180回) など



取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

- 5か年の主な取組目標
- 水田を125ha保全
 - 市民の皆さんが楽しめる農園を25.8ha開設
 - 市民の皆さんや企業と連携した地産地消の展開 など



取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

- 5か年の主な取組目標
- 民有地における緑化の助成(65件)
 - 市民協働による緑のまちづくり(46地区)
 - 都心臨海部で緑や花によるにぎわい創出 など

取組の柱と合わせて



効果的な広報の展開

詳細は

[横浜みどりアップ計画](#)



メールマガジンに登録しませんか?

- 横浜みどりアップ計画メールマガジン ▶ 緑に関するイベントの情報や「横浜みどりアップ計画」の進捗状況を月2回配信しています。
- よこはまの森ニュースレター ▶ 森づくりに関する情報の発信を目的として、年4回発行しています。
- はまふうどナビ・メールマガジン ▶ 横浜市の地産地消に関する情報を定期的に配信しています。

メールマガジンへの登録はこちらから [みどりアップ メールマガジン](#)

「横浜みどりアップ計画」の事業報告書と計画書は、次の場所で閲覧できます

- ★各区役所広報相談係
- ★市民情報センター(市庁舎1階)
- ★環境創造局政策課
- ★環境創造局みどりアップ推進課
- ★環境創造局のウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/>

問合せ

◆「横浜みどりアップ計画」について
▶ 環境創造局政策課 TEL:045(671)4214 FAX:045(641)3490

◆「横浜みどりアップ計画」の各事業について
▶ 環境創造局みどりアップ推進課 TEL:045(671)2712 FAX:045(224)6627

◆「横浜みどり税」について
▶ 各区役所税務課又は財政局税務課 財政局税務課 TEL:045(671)2253 FAX:045(641)2775



横浜みどり税を財源の一部に活用

横浜みどりアップ計画

新規・拡充施策

計画期間5か年(平成21~25年度)の実績(概要)

横浜市は大都市でありながら、身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を生かし、「緑豊かなまち横浜」を次世代に引き継いでいくため、市は、平成21年度から5か年計画で「横浜みどり税」を財源の一部に活用し「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を推進してきました。ここでは、その5か年の実績(概要)をご報告します。

なお、市では、継続的に緑の保全・創造に取り組むことが重要であると考え、新たな計画として「横浜みどりアップ計画」(計画期間:平成26-30年度)を策定し、引き続き、緑を守り、つくり、育む取組を進めています。

計画期間5か年(平成21~25年度)の主な実績をご報告

~ 3つの柱で「横浜みどりアップ計画」を進めてきました~



樹林地を守る

新たに527.2haの樹林地を保全

樹林地の所有者のご協力を頂き、樹林地の保全制度による指定が計画前の5倍以上のペースで進み、樹林地の減少傾向が鈍化しました。また、保全管理計画の策定等、市民力を生かした維持管理が進みました。



農地を守る

118.8haの水田を保全

水田の保全を通じて良好な農景観の保全が進んだほか、地産地消の推進等の農業振興策や担い手の育成などが進みました。また、収穫体験農園や共同直売所の開設支援により、農を身近に感じられる場の整備が進みました。



緑をつくる

地域で緑を育む取組
16地区で支援

市民の方々が主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実施する「地域緑のまちづくり」が進んでいます。また、園庭・校庭の芝生化や公共施設・民有地の緑化など、市街地の緑化が進みました。

計画期間5か年(平成21~25年度)の事業実績の概要

樹林地を守る 主な事業の実績

- 樹林地の指定: **527.2ha** (109.7ha) (特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など) ※527.2haは、横浜公園約82個分の面積。
- 指定した樹林地の一部を買収: **124.6ha** (18.7ha)
- 樹林地維持管理助成: **398件** (131件助成)
- 保全管理計画を策定した市民の森等: **17箇所** (3箇所)
- 森への関心を高める講座: **314回実施** (83回実施: 参加者7,034人)

特別緑地保全地区指定等拡充事業

特別緑地保全地区等に指定し、樹林地の保全を推進



新吉田町特別緑地保全地区(港北区)

森づくりリーダー等育成事業

森づくりボランティア入門講座を実施



新治市民の森での講座の様子(緑区)

森の中のプレイパーク事業

子どもたちが木とふれあい、遊びを通して森林環境を考える心を育てることの出来るプレイパークを実施



イベントの様子(保土ケ谷区)

*()内は平成25年度に取り組んだ実績を示しています。

健康の森事業

樹林地保全への関心と理解を深めながら、健康増進を図る健康ツアーなどを各種団体と連携し実施



「鶴見の自然発見ウォーキング」の様子(鶴見区)

ウェルカムセンター整備事業

森の散策情報やイベント情報等を得られるウェルカムセンターを整備



舞岡ふるさと村「虹の家」の展示(戸塚区)

市民協働による緑地維持管理事業

市民の方々と協働で保全管理計画を策定し、樹林地の管理を推進



富沢ふれあい樹林(瀬谷区)

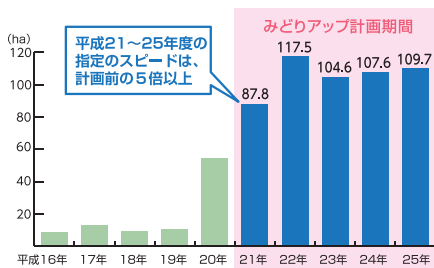
森の恵み塾事業

樹林地の特性をいかした内容の森林教室「森の恵み塾」を開催

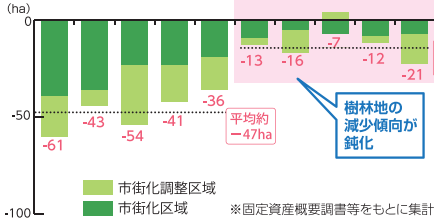


よこはま森の楽校の様子(泉区)

緑地保全制度による新規指定等の面積推移



課税地目山林面積の減少推移



新規指定が進んだ結果、樹林地の減少傾向が鈍化しました。

横浜みどり税の使いみちと事業費

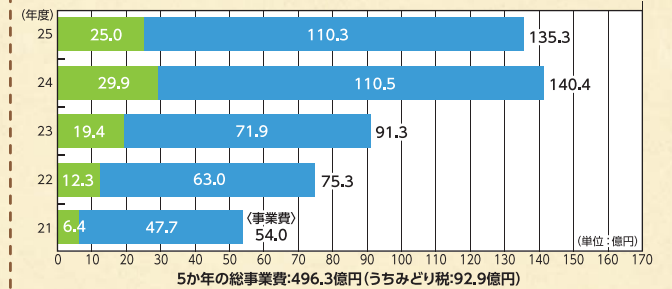
- 個人…市民税の均等割に年間900円を上乗せ※1
- 法人…市民税の年間均等割の9%相当額を上乗せ※2

※1:所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く。※2:法人税割が課税されない法人を除く。

横浜みどり税の使い方(平成21~25年度累計)



平成21~25年度の事業費(うちみどり税等)の推移

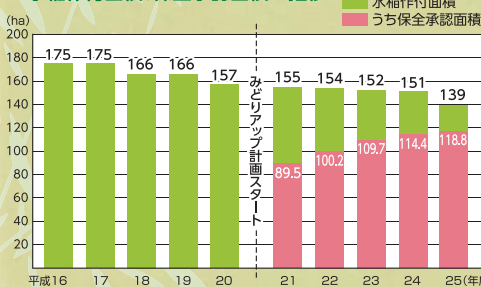


農地を守る 主な事業の実績

- 水田の保全:約**118.8ha**(約4.8ha)
- 長期貸付を開始した農地:**62.3ha**(13.2ha)
- 収穫体験農園整備に対する助成:**21.0ha・125箇所**(5.3ha・30箇所)

*()内は平成25年度に取り組んだ実績を示しています。

水稻作付面積、保全承認面積の推移



水田保全契約奨励事業

貯水機能や景観形成など多面的な機能のある水田を保全



保全された水田(都筑区)

農地貸付促進事業

市が仲介する農地貸借の期間の長期化、貸し手に対する奨励金交付を通じて、安定した経営ができるよう支援



長期貸付された農地(港南区)

集团的農地の維持管理奨励事業

まとまりのある農地を保全し、良好な農景観を維持する団体に対し支援



集团的農地の様子(栄区)

共同直売所の設置支援事業

市民が身近で地場農産物を購入できるよう、共同直売所の整備に対し支援



新装オープンした「[ハマッツ]直売所たまプラーザ店」の様子(青葉区)

収穫体験農園の開設支援事業

果物のもぎ取りや野菜収穫等、市民が地産地消を体験できる収穫体験農園の整備に対し支援



イチゴの収穫体験(神奈川区)

農園付公園整備事業

継続耕作の困難な農地等を、農的な施設を主とした都市公園として整備



南本宿第三公園(旭区)

緑をつくる 主な事業の実績

- 地域で緑のまちづくりに取り組んでいる地区:**16地区**(1地区)
- 園庭・校庭の芝生化:**延べ131箇所**(8箇所)
- 屋上・壁面緑化への助成:**64件**(12件)

*()内は平成25年度に取り組んだ実績を示しています。

屋上緑化助成事業

市街化区域の建築物の屋上または壁面の緑化に助成



緑化された屋上(中区)

地域緑のまちづくり事業

地域の方々が主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実施



商業施設の壁面緑化の様子(西区)

保育園・幼稚園芝生化助成事業

民間の保育園・幼稚園の園庭芝生化に助成



芝生化された園庭(金沢区)

人生記念樹等配布事業

人生の節目の記念日等に希望された市民に苗木を無料で配布



記念樹配布の様子(磯子区)

建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減

基準以上の緑化をしている500m以上の建築物敷地について、緑化率に応じて固定資産税等を減免



緑化保全契約を締結した緑地(南区)